

議案第105号及び第106号関連資料
 特別職及び一般職の職員に係る給与関係条例の改正案の概要

1 改正理由

本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、特別職の期末手当並びに一般職の期末勤勉手当、給料月額及び地域手当の支給率を改定するほか、所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

(1) 期末勤勉手当の支給月数の改定

① 特別職及び一般職の年間支給月数を0.1月引き上げます。

(月数)

		2024年度			2025年度以降		
		現行	改正後	増減	現行	改正後	増減
特別職	6月	2.225	2.225	0	2.225	2.275	+0.050
	12月	2.225	2.325	+0.100	2.225	2.275	+0.050
	計	4.450	4.550	+0.100	4.450	4.550	+0.100
一般職	6月	2.250	2.250	0	2.250	2.300	+0.050
	12月	2.250	2.350	+0.100	2.250	2.300	+0.050
	計	4.500	4.600	+0.100	4.500	4.600	+0.100

② 市議会議員の期末手当については、「明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の規定に基づき、特別職の改定にあわせた取扱いとなります。

③ 再任用職員についても、人事院勧告を踏まえ、年間支給月数を0.05月引き上げます。

(2) 一般職の給料月額の引上げ

行政職給料表については、大卒初任給を23,200円引き上げるとともに、若年層に重点を置いて、給料月額の引上げ（平均3.0%引上げ）を行います。

その他の給料表についても同様の引上げを行います。

(3) 再任用職員2級の給料月額の引上げ

給料月額について、フルタイム勤務の場合、1月あたり5,000円引き上げます。

(4) 地域手当の段階的な引上げ

支給率を、現行の6%から①2025年度に7%、②2026年度に8%へ引き上げます。

(5) 任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員の給与改定

一般職の給与改定に準じて、給料月額及び期末勤勉手当の支給月数の引上げを行います。

- (6) 扶養手当の段階的な見直し
段階的に配偶者分を廃止し、こども分を増額します。

扶養親族		現 行	① 2025年度	② 2026年度
配偶者	7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	8級	3,500円	廃止	
子(1人あたり)		10,000円	11,500円	13,000円

- (7) 職務や職責をより重視した給料体系の整備
若手・中堅職員の早期昇格時や民間人材等採用時の給与を改善するとともに、管理職について、より職責を重視した給料体系に見直します。

- ① 行政職給料表3級以上について、初号給近辺の号給をカットして、初号給の額を引き上げます。(例：3級1号給の場合 247,600円⇒251,600円に引上げ)
- ② さらに8級(局部長級)については、下位の級(室次長級)の給料月額との重なりを解消するとともに、現行の65段階から構成される給料表を9段階に改め、簡素な給料表に見直します。

- (8) その他上記改定に伴う規定整備等

- (9) 改定所要額(全会計ベース)

2024年度：約9億9,000万円、2025年度：約12億3,700万円

3 改正する条例

- (1) 明石市職員の給与に関する条例(議案第105号)
- (2) 明石市一般職の任期付職員の採用並びに勤務時間及び給与等に関する条例(議案第105号)
- (3) 明石市会計年度任用職員の給与等に関する条例(議案第105号)
- (4) 明石市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(議案第105号)
- (5) 明石市立学校職員の給与等に関する条例(議案第105号)
- (6) 明石市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(議案第105号)
- (7) 明石市特別職の職員の給与に関する条例(議案第106号)
- (8) 明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例(議案第106号)

4 施行期日

公布の日。ただし2(7)に係る改正規定は2025年4月1日から施行します。

また、2(2)・(5)の給料表に係る改正規定は2024年4月1日、2(3)に係る改正規定は2025年1月1日、2(1)・(5)の本年12月期の期末勤勉手当に係る改正規定は2024年12月1日から適用します。